

# 鹿屋市民憲章 (原案) についての市民意見を公募します

市民憲章は、すべての市民が力を合わせ、協働して理想とする住みよいまちづくりを進めていくため、市民一人ひとりがそれぞれ果たすべき責任を自覚し、日々の生活の目標となるものです。

その市民憲章を定めるに当たり、市民の皆様から「ことば・文章」を募集したところ、多くのご意見が寄せられ、その貴重なご意見をもとに、本年1月に2つの市民憲章(原案)が作成されました。

この2つの原案に対して、市民の皆様からのご意見、ご感想を募集します。

お寄せいただいたご意見などを参考に検討を加えて、市民憲章を制定する予定ですので、ぜひ、ご応募ください。

- |  |  |
|--|--|
| 公 募 期 限                                      | 2月16日(金)必着   |
| 公 募 方 法                                      | 地域政策課及び各総合支所地域振興課に備え付けの意見等提出書に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、FAX又はEメールで提出してください。 |
| 市民憲章(原案)等の閲覧                                 | 市民憲章(原案)及び原案の注釈については、地域政策課及び各総合支所地域振興課で閲覧できます。                     |
| ご意見の取扱い                                      | 寄せられたご意見を整理して、市民憲章(原案)に反映させます。                                     |
| 市民憲章(原案)、原案の注釈及び意見等提出書は市ホームページからもダウンロードできます。 |  |

【問い合わせ・提出先】 〒 893-8501 鹿屋市共栄町 20 番 1 号  
 市地域政策課 0994-31-1154 Fax0994-42-2001 Eメール chiiki@e-kanoya.net  
 各総合支所地域振興課

## 【2案】

- わたたくし  
 私たちは、鹿屋市民としての誇りと自覚を持ち、明るく住みよいまちづくりをめざして、この憲章を定めます。
- 1 自然と資源を活かし、豊かな鹿屋市をつくりましょう。
  - 2 ともに学び、働き、日々の暮らしにいきがいをもてる生活をしましょう。
  - 3 きまわりを守り、安心して暮らせる健康都市を築きましょう。
  - 4 助け合い、支えあい、楽しく明るいまちづくりをしましょう。
  - 5 環境を整え、未来にはばたく人材を育てましょう。

## 【1案】

- たかくまさんけい  
 高隈山系を仰ぎ、豊かな自然と薫り高い歴史・文化を継承する鹿屋市は、古来より大隅の要として繁栄しています。
- わたたくし  
 わたくしたちは、郷土を守り、明るく、美しく、豊かなまちづくりをめざして、この憲章を定めます。
- 1 わたくしたちは、愛します  
 家族・仲間・わが郷土
  - 2 わたくしたちは、育てます  
 夢・心・子どもたち
  - 3 わたくしたちは、守ります  
 健康・安全・この自然
  - 4 わたくしたちは、高めます  
 教養・文化・豊かな産業
  - 5 わたくしたちは、羽ばたきます  
 理想へ・世界へ・明るい未来